

スーパーセンター宇多津店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年5月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	スーパーセンター宇多津店 綾歌郡宇多津町2419番1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗の名称	
	変更前	マルナカ新宇多津店
	変更後	スーパーセンター宇多津店
	2 大規模小売店舗において新たに小売業を行う者の名称及び住所 株式会社ハニーズ 大阪府大阪市北区1丁目12番地7 ほか7者	
変更年月日	平成21年4月26日	
変更理由	店舗名称及び小売業者を変更したため	

2 届出年月日

平成21年4月27日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課
縦覧期間	平成21年5月7日（木曜日）から同年9月7日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成21年9月7日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ